

特定芳香族アミンが指定物質に追加 政令に続き省令も公布され、規制内容の全貌が明らかに

2015年4月8日に厚生労働省より改正公布された「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に続き、7月9日に省令も制定され、アゾ染料の規制に関する全体像が明確になりましたので、お知らせいたします。

■ 今回の公布により決定となった主な点

- ①法律施行日 2016年4月1日(金)
※法律施行時からは、在庫分も含め日本における流通製品への使用が出来なくなります。
- ②規制対象 化学的変化により容易に24種類の芳香族アミン(特定芳香族アミン)を生成する、繊維製品などの染料に含まれるアゾ化合物(アゾ染料)
※染料で染められている製品が対象となっています。顔料は規制対象外。
- ③対象アイテム 【繊維製品】
おしめ、おしめカバー、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具、床敷物、テーブル掛け、えり飾り、ハンカチーフ並びにタオル、バスマット及び関連製品
【革製品(毛皮製品を含む)】
下着、手袋、中衣、外衣、帽子及び床敷物
- ④規制値 30ppm 以下 (30 μ g/g)
- ⑤試験方法 JIS規格である、「アゾ色素由来の特定芳香族アミンの定量方法」(JIS L 1940-1/JIS L 1940-3)とほぼ同じで、法律にひもづけられました。

■ 法規制への基本的な対応方法

法律施行時には、繊維製品および革製品の流通において、特定芳香族アミンを基準値の30 μ g/g以上使用していない旨の各種証明が必要となる場合があります。おおむね下記Ⅰ～Ⅲの方法が一般的です。

- Ⅰ. 分析(試験)報告書 【検査機関 発行】
- Ⅱ. エコテックス規格100認証書 【エコテックス認証機関 発行】
- Ⅲ. 不使用宣言書 【染色工場、染料メーカー 発行(※中国のホワイトリストも含む)】

アゾ試験のご依頼受付はニッセンケン品質評価センター全ての**事業所・支所**にて対応しております。

※アゾ染料分析試験の費用、納期などの詳細は [こちら](#) ※法律に関する詳細のご質問は、[エコテックス事業所](#)まで。